公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６３号
横浜市中区長者町２丁目５番地14　セントラルビル810号室
債務者　上嶋　　武
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　健生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４号
京都市左京区八瀬野瀬町30番地３
債務者　トータルペイント・タカノこと髙野政治こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧＣＨＩ　金　　政治
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
京都府木津川市相楽明後前30番地２、前居所京都府木津川市木津川台６丁目２－２　ローレルスクエア木津川台８－302号
債務者　長岡　宣夫
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目13番13号
債務者　池本　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里本　麻衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３－607号
債務者　篠原　秀孝
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６５号
北九州市若松区中川町15番３号（２Ｆ）
債務者　安永　忠春
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小鉢　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番21－904号
債務者　川田　晃彦
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８９１号
名古屋市北区如意２丁目32番地ときわ荘102号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
金沢市松島２丁目228番地　セレクション松島310号、住民票上の住所金沢市千杉町ト32番地１
債務者　新田　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿島　啓一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４９号
埼玉県新座市馬場１丁目９番33号　ピアフィールドⅢ202号室
債務者　工藤　純一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
埼玉県富士見市大字水子2537番地５　さくらハイツＣ－101
債務者　小林　春男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７４号
名古屋市港区砂美町166番地　シャルムガーデン203号
債務者　花房　　武
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敦司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５号
佐賀市水ヶ江５丁目３番10号　ヴィラーハラダ101号
債務者　川畑　邦彦
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
名古屋市西区花原町134番地　メンバーズヒル花原Ｃ１号
債務者　西子真奈美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１５７号
札幌市南区澄川３条５丁目２番５－206号
債務者　太田　和美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１３号
さいたま市緑区大字三室686番地１　サンハイツＮ・Ｔ201、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目32番地10
債務者　安田　祥子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係